

意見書案の審議結果

意見書案第1号

特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書について

（提出者）横井帝之議員、（賛成者）菰原政夫議員、小暮博志議員、菅原達議員により特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書案が提出され、常任委員会への付託を省略し、本会議において賛成全員で可決されました。

意見書は、佐野市議会として内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）、衆議院議長、参議院議長に提出しました。



▲ 全文は、こちらから
ご覧になれます。

特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書

特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）の平成28年改正の際、いわゆる5年後見直しが定められたところ、令和4年12月に同法改正から5年が経過しました。

令和6年版消費者白書によると、消費生活相談は、令和5年が91万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の約55%にのぼります。

令和6年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が12.6%、電話勧誘販売の割合が6.9%と、65歳未満の訪問販売の割合が8.1%、電話勧誘販売の割合が5.2%であるのと比べて高くなっています。とりわけ認知症等的高齢者においては、令和6年版消費者白書によると、訪問販売・電話勧誘販売の相談が45.4%を占めており、超高齢化社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要です。

また、令和6年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の29.9%と最多となり、SNSが関係する消費生活相談件数も8万404件と過去最多となっていますが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多いです。

さらに、連鎖販売取引、いわゆるマルチ取引は、20歳代において高い比率を占めています。

よって、国においては、これらの被害に対処するため、下記の項目について、特商法の改正を行うよう強く要望します。

記

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制・クーリングオフ等を認めること及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年3月13日
佐野市議会